

令和2年5月7日

保育園
認定こども園
地域型保育事業

保護者各位

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

緊急事態宣言の期間延長に伴う登園自粛のお願い

保護者の皆様におかれましては、保育園等の登園自粛にご協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、令和2年5月4日付けで政府による「緊急事態宣言の期間延長」及び、同月5日付けで千葉県による「緊急事態措置に関する今後の対応について」が発出されました。

これを受け、4月28日付けでお知らせしました保育園等における登園自粛要請期間について、5月31日（日）まで延長いたします。

これまでのご協力の結果、市全体の登園率は概ね3割程度まで低減しております。

一方で、現在登園されている児童の保護者の皆様におかれましては、社会経済活動を支える様々な職についておられるなど、真に保育を必要としているものと認識しておりますが、児童を預かる保育園等の現場におきましても、長期化する新型コロナウイルス感染症対策への対応に疲弊している状況であります。

また、保育現場では、いわゆる3密の状態を完全に防ぐことは困難であり、ご家庭にいるよりも感染リスクが高まることは明らかなです。

つきましては、下記のとおり、登園自粛について、改めてお願いさせていただきますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、お勤め先で在宅勤務や休暇取得等をお願いしやすいよう、お勤め先の事業者様宛の依頼文を作成しましたので、必要に応じてご活用いただければ幸いです。

記

1 登園自粛要請期間

(変更前) 令和2年4月8日（水）から5月17日（日）まで

(変更後) 令和2年4月8日（水）から5月31日（日）まで

※ 状況に応じて変更する可能性があります。

2 保育料の減免について ※詳細は別紙「登園自粛要請期間中の保育料の減免について」をご参照ください

5月分の保育料は、5月7日（木）から5月31日（日）までの期間の登園日数に応じ、以下により後日返金いたします。

- ・ 登園自粛日数が10日以上の場合は、無料とします。
- ・ 登園自粛日数が10日未満の場合は、日割り計算とします。

※ 日数は、土曜日も含めてカウントします。

(裏面あり)

3 給食費の減免について

各園において、食材料費の注文をキャンセルできる食数分など、各園及び保護者の負担を考慮のうえ、給食費を減免するよう各園に依頼しています。詳細は在籍園にご確認ください。

4 お子さんの体調不良時等の対応について

お仕事等でお子さんを預ける際は、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えていただくとともに、お子さんに感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合などは、在籍園にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5726